

**市区町村での都市計画基礎調査の  
実施状況等に関する調査**

2014年7月実施

**単純集計結果**

2014年11月

**独立行政法人建築研究所  
住宅・都市研究グループ**

この単純集計結果は、2014年11月時点での単純集計結果であるため、今後のデータの精査等や詳細な分析により、各集計値やグラフの傾向などが変わることがあります。

関連する情報は、建研 web サイトにも掲載予定です。

#### 改定履歴

日付	改定内容	ファイル名
2014年11月20日	初版	cpbs2014tr_v1.pdf
2014年12月2日	グラフの体裁の修正（サンプル値の明記など）	cpbs2014tr_v2.pdf

## 1. はじめに

都市計画法第6条の都市計画に関する基礎調査（以下、基礎調査）は、長らく1987（昭和62）年に改定された実施要領が実務に供されてきましたが、都市計画を巡る様々な法改正や、人口減少等の社会経済状況の変化、GIS（地理情報システム）の普及や地理空間情報活用推進基本法の施行等があり、こうした状況に対応した要領の必要性が指摘されてきておりました。2013（平成25）年6月28日に新しい都市計画基礎調査実施要領（以下、新しい実施要領）が、国土交通省都市局長名で各都道府県宛に通知されたところです。新しい実施要領は、その冒頭に書かれている通り、調査項目の精査だけでなく、特にGISへの対応等に配慮し、その具体的なデータ化方法、表示例、分析方法例等も示されるようになりました。

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条では都道府県が主体的に実施することとなっておりますが、上記の改定された都市計画基礎調査実施要領のみならず、近年改定された都市計画運用指針等では、基礎調査実施にあたっての市区町村の協力や役割が重視されてきております。しかし、市区町村における都市計画基礎調査実施における実務面での現状や技術的課題は十分に把握できておりません。

こうした基礎調査実務を取り巻く様々な動向等を踏まえ、今回、都市計画区域を有する全市区町村を対象に都市計画基礎調査の実施状況等の把握を目的とした全国調査を実施いたしました。

これは、単純集計結果をまとめたものです。

今後は、今回のアンケート調査結果を基に、さらに詳細な分析検討を進め、基礎調査実施における技術的課題の抽出とその対応方法についての検討を実施していく予定です。

## 2. 調査概要

### 1. 実施目的

都市計画行政での高度情報化・GIS（地理情報システム）の活用などに関する調査・研究の一環として、都市計画区域を有する全市区町村を対象とした都市計画基礎調査の実施状況等の把握と技術的課題の抽出のための基礎的資料の整備。

### 2. 実施主体・担当者

実施主体：独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ  
担当者：阪田 知彦

### 3. 調査日程

初回依頼日	2014年7月1日 (発送日：2014年6月27日)
初回締め切り	2014年7月15日
再依頼日	2014年8月1日 (発送日：2014年7月30日)
再依頼締め切り	2014年8月19日
再々依頼日	2014年8月28日 (発送日：2014年8月27日)
再々依頼締め切り	2014年9月10日
最終回答受領日	2014年9月26日

### 4. 依頼・回答(回収)方法

依頼：依頼文，回答方法の説明文，調査用紙，Q&Aを，都市計画区域を有する市区町村の都市計画担当課宛てに郵送

回答：電子メール（Excel形式の回答用ファイルの添付），ファクシミリのいずれかによる

### 5. 依頼・回答(回収)状況

		市	政令市	特別区	町	村	合計
送付数 (A)		764	20	23	530	37	1,374
回収数	ファクシミリ	107	1	8	83	2	201
	電子メール	595	17	14	358	26	1,010
	その他	7	0	0	3	1	11
合計 (B)		709	18	22	444	29	1,222
回収率 (B/A)		92.80%	90.00%	95.65%	83.77%	78.38%	88.94%

## 6. 設問内容

まず「問1：貴団体について」として回答者属性を、続いて「問2：回答団体での近年の基礎調査の実施状況について」として、2003（平成15）年度以降の調査実施年次と実施地域、実施項目等、アンケートの基本となる情報について記述式で設問しました。次に、「問3：平成25年度以前の貴団体での都市計画基礎調査の実施方法等について」では、基礎調査の実施方法について選択式で設問しました。続いて、「問4：新しい実施要領(2)について」では、新要領に対する認識や調査実務への影響、メリットやデメリット等について選択式と記述式で設問しました。最後に、「問5：基礎調査全般について」では、基礎調査における工夫や課題、疑問や意見等についての率直なコメント（回答）を得るために記述式で設問しました。

本書では、問3及び問4の単純集計結果（下表、赤枠内）について掲載いたします。

大設問	設問概要	回答方法
問1： 貴団体について	団体名，部署名，係・役職名，回答者氏名等	記述
問2： 近年の都市計画基礎調査の実施状況について	近年（平成15年度以降）の調査の調査実施年次と実施主体	記述
問3： 平成25年度以前の貴団体での都市計画基礎調査の実施方法等について	①調査項目と実施範囲	選択
	②実施における役割分担	選択
	③実施要領	選択
	④費用負担	選択
	⑤都道府県等との協力関係・役割分担の方法	選択
	⑥実作業（調査）の実施方法	選択
問4： 新しい実施要領について	①新しい実施要領について知っていたか ①-2 どのような方法で知りましたか ①-3 実際に見た新しい実施要領の内容	選択
	②新しい実施要領に基づく調査の実施・予定	選択
	③実施要領の改定による影響について	選択・記述
問5： 基礎調査全般について	①普段の調査実務において工夫されている点	記述
	②普段の調査実務において課題となっている点	記述
	③疑問に思っている点や基礎調査に対する考え	記述

### 3. 問3：平成25年度までの都市計画基礎調査の実施方法等について

新しい実施要領の改定に関する設問の前に、ここでは各団体の平成25年度までの基礎調査の実施方法等について、①調査項目と実施範囲、②実施における役割分担、③実施要領、④費用負担、⑤都道府県等との協力関係・役割分担の方法、⑥実作業（調査）の実施方法について、選択式（一部記述式）で回答を求めた。

#### 3-1. 問3①調査項目と実施範囲 (n=1222)

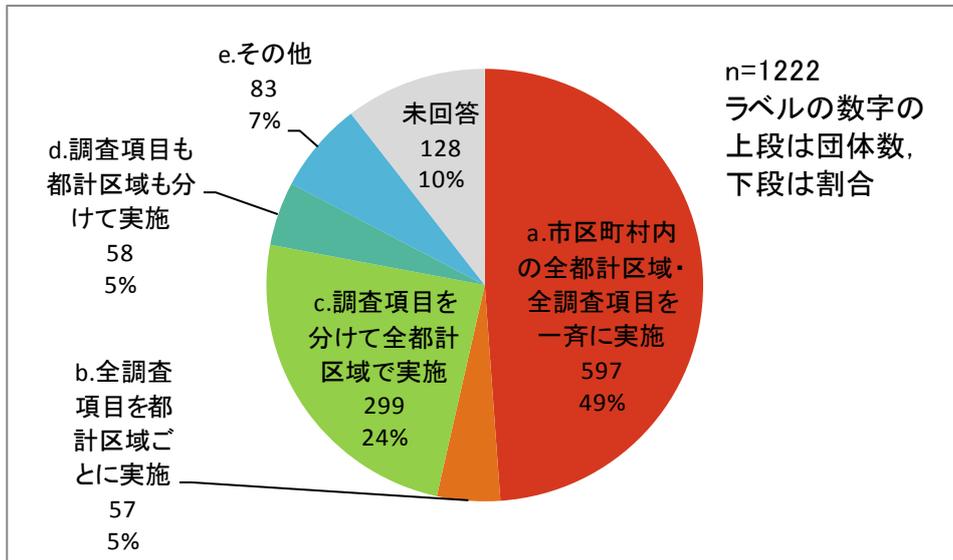


図1 調査実施における調査項目と実施範囲

#### 3-2. 問3②実施における役割分担 (n=1222)

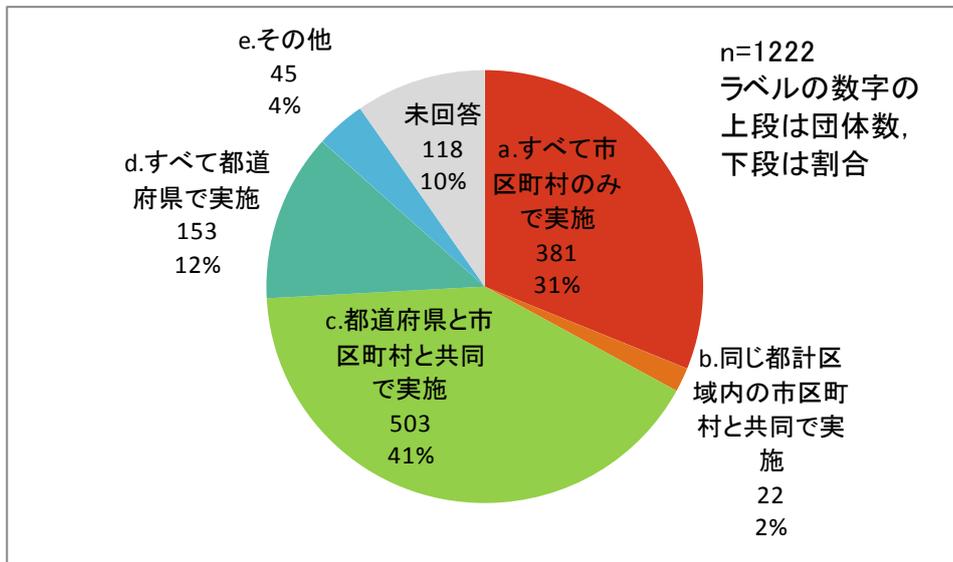


図2 調査実施における役割分担

3-3. 問3③実施要領 (n=1222)

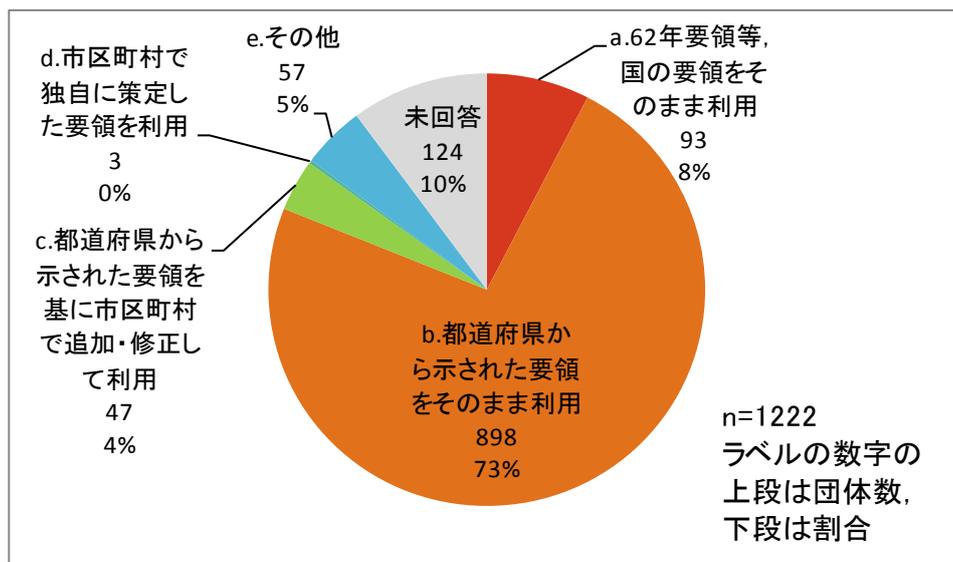


図3 調査において使用した実施要領

3-4. 問3④費用負担 (n=1222)

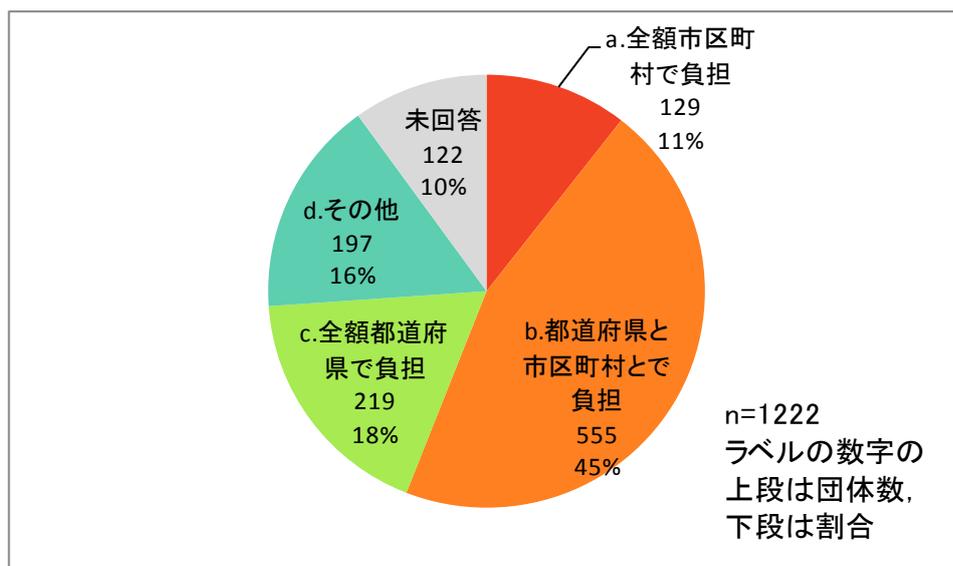


図4 費用負担・分担方法

3-5. 問3⑤都道府県等との協力関係・役割分担の方法 (n=1222)

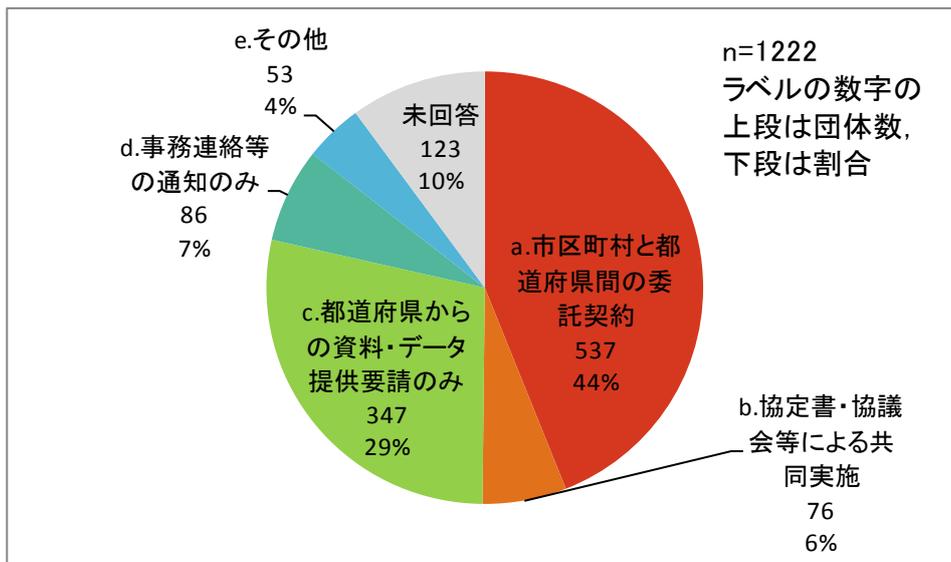


図5 都道府県等との協力関係・役割分担の方法

3-6. 問3⑥実作業（調査）の実施方法 (n=1222)

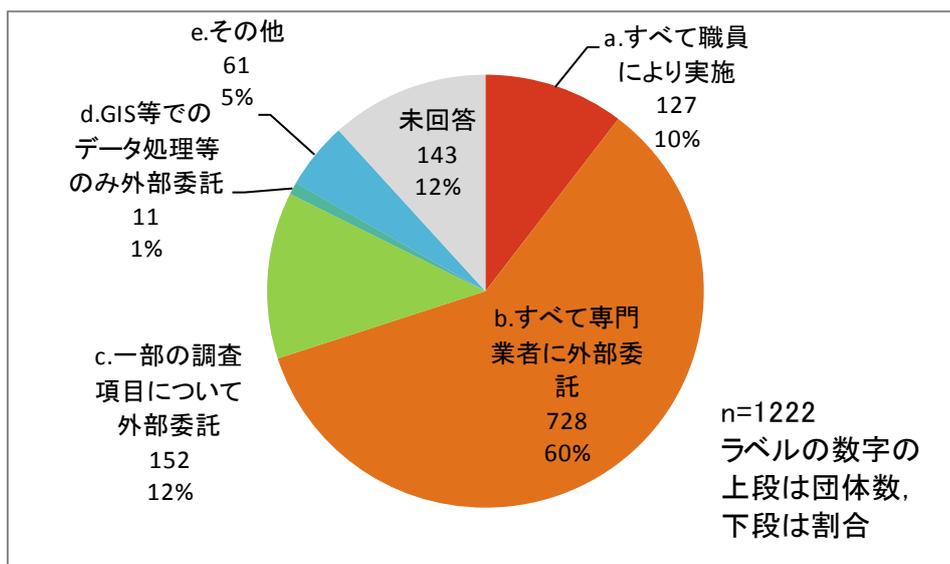


図6 基礎調査の実作業の実施方法

#### 4. 問4：新しい実施要領について

ここでは、新しい実施要領に対する、認識の有無（4-1.）、新しい実施要領に基づく調査実施状況（4-2.）、調査への影響（4-3.）等について設問した。

##### 4-1. 問4① 新しい実施要領についての認識（n=1222）

ここでは、国土交通省から2013年6月に公表された都市計画基礎調査実施要領についての認識等について設問した。また、「知っている」と回答した団体を対象に、それを知った（認識した）媒体・方法、実際に見た内容、特に参考となった内容について設問した。

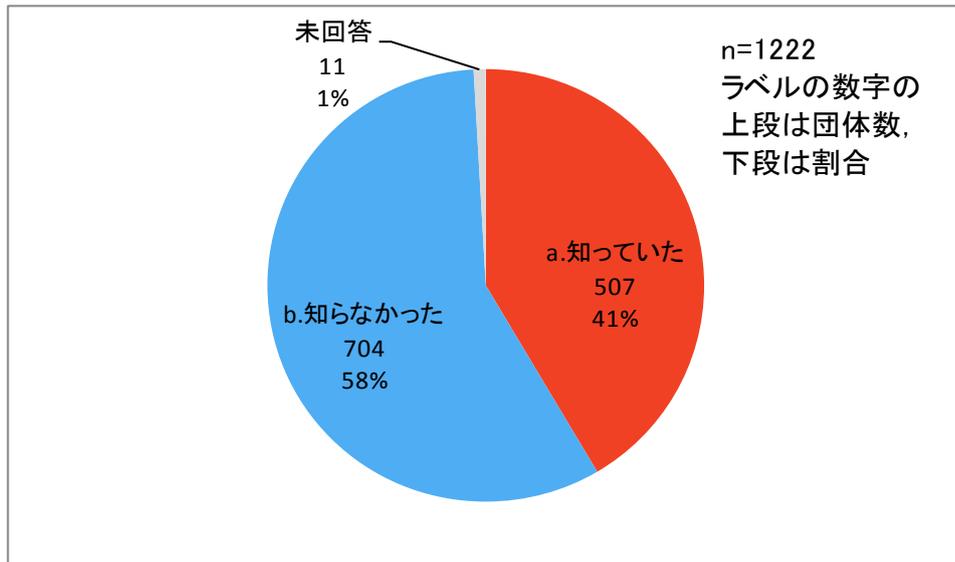


図7 国土交通省から示された新しい基礎調査実施要領の認識

##### ①-2 新しい実施要領についてどのような方法で知りましたか（n=507）

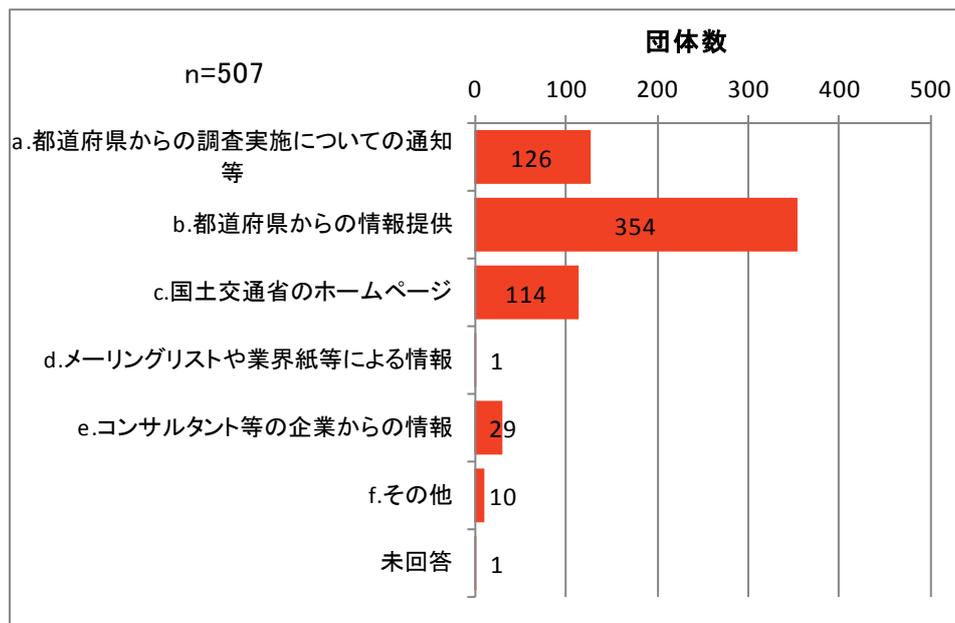


図8 国土交通省から示された新しい基礎調査実施要領を知った媒体・方法

①-3 新しい実施要領の内容で実際にご覧になったものについて (n=507)

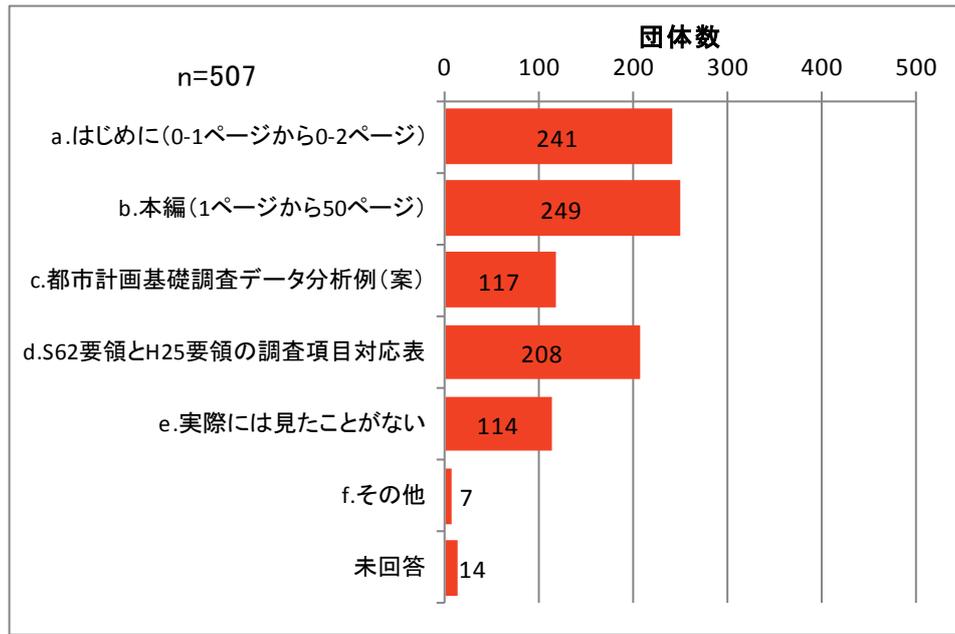


図9 国土交通省から示された新しい基礎調査実施要領で見た内容

(b. 本編を選択したうち、) 特に参考になると感じた内容 (n=249)

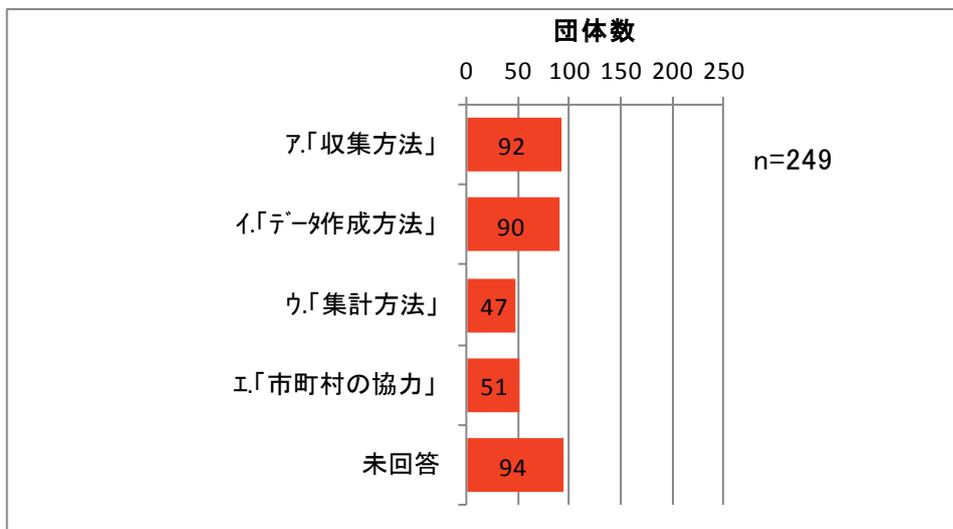


図10 国土交通省から示された新しい基礎調査実施要領で特に参考になると感じた内容

#### 4-2. 問4② 新しい実施要領での調査実施状況(n=1222)

ここでは、新しい実施要領に基づく調査の実施状況として、「実施済」、「実施中（開始年月と終了予定年月）」・「実施予定（開始予定年月と終了予定年月）」・「実施予定はあるが実施時期は未定」「実施予定はない」・「これまでの実施要領（独自に策定を含む）による調査を継続」・「未定」・「その他」の9つの選択肢を設問した。

なお、この回答以降は、国土交通省から2013年6月に公表された都市計画基礎調査実施要領だけでなく、これを基に都道府県で追加・修正等が行われた実施要領についても回答の対象となることを明記した。

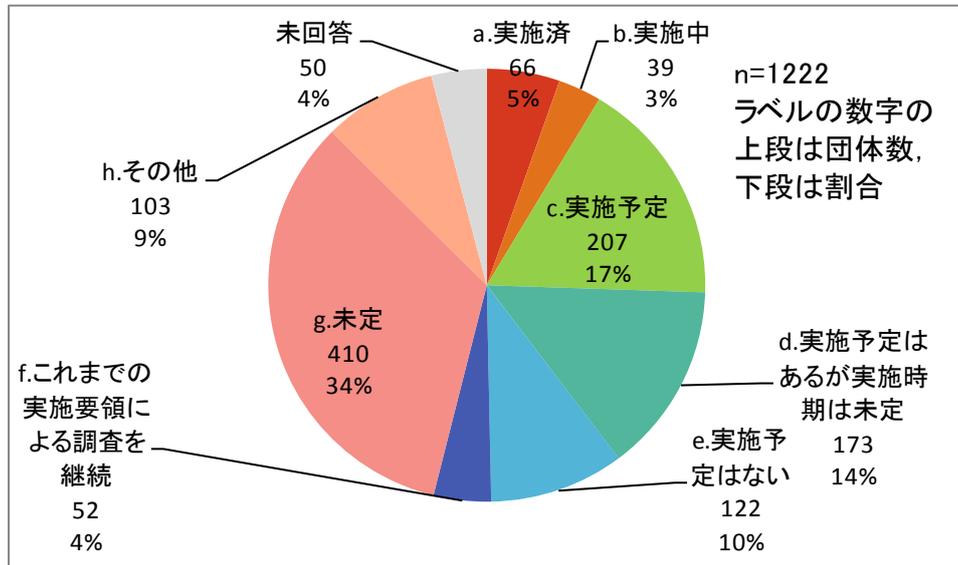


図11 新しい実施要領での調査実施状況

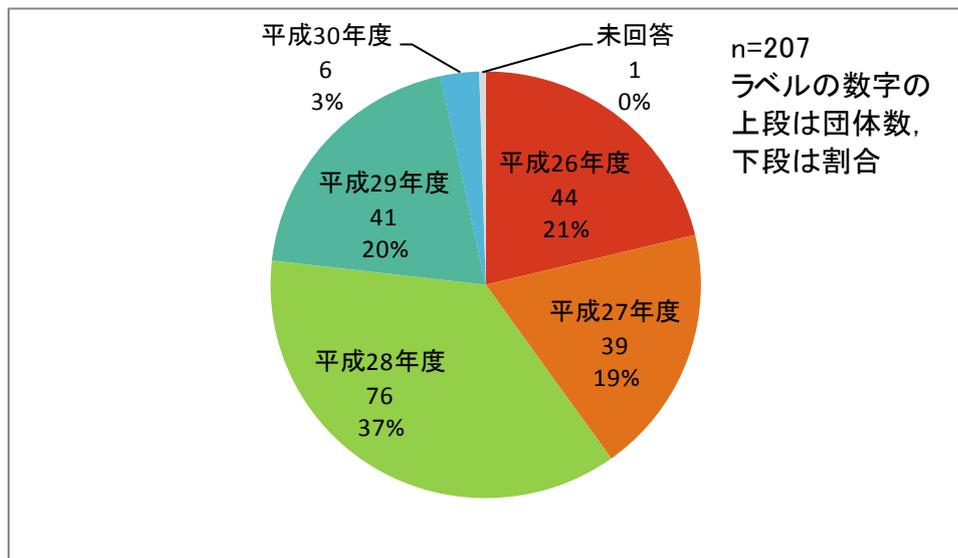


図12 実施予定（207団体）の回答における実施時期（開始年次）の内訳

### 4-3. 問4③-1 実施要領の改定による影響の有無について

ここでは、新しい実施要領に基づく調査を行った場合の実務への影響等を把握する目的で、既往研究や論説等を参考に14の観点から「～が容易になる（もしくは、しやすくなる）」という質問を設定し、「そう思う」・「ややそう思う」・「あまりそう思わない」・「そう思わない」の4段階で判定する方法で設問した。

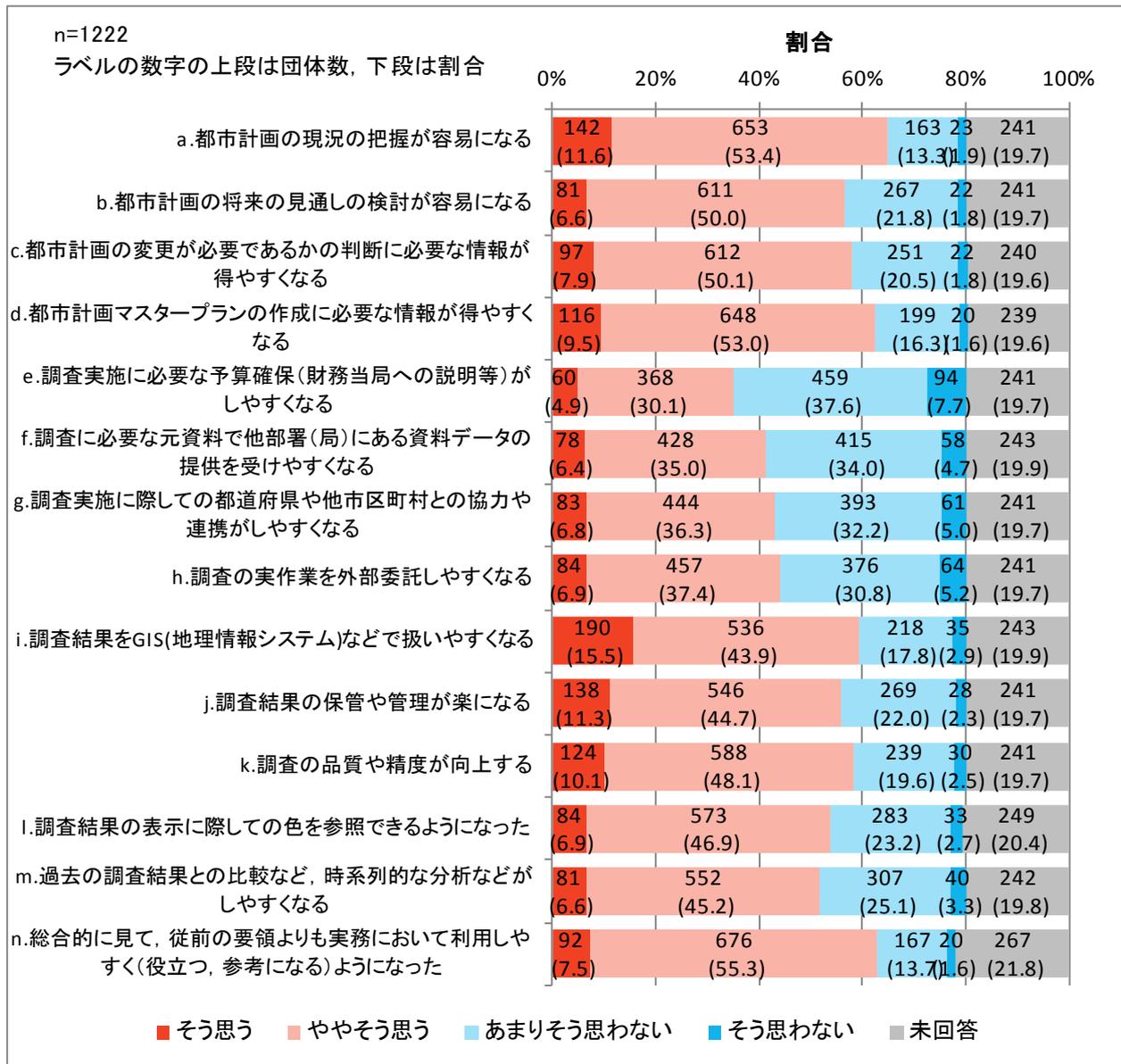


図13 基礎調査実施要領の改定に伴う影響

#### 4-4. 4③-2 調査実施上のメリットとデメリット

上記の14の観点への回答と併せて、新しい実施要領についての基礎調査実務上のメリットとデメリットを記述式で設問した。

ここではそれらの回答の傾向をおおまかに得るために、それぞれのコメントを要約分類し、その件数を示した。

※要約分類は1つの団体で複数に該当する場合があるため、件数の合計と団体数は一致しない。

※「新しい実施要領に基づく調査を行っていないため不明」や「市区町村は基礎調査に参与していないので不明」、「特になし」などのコメントは団体数から除いている。

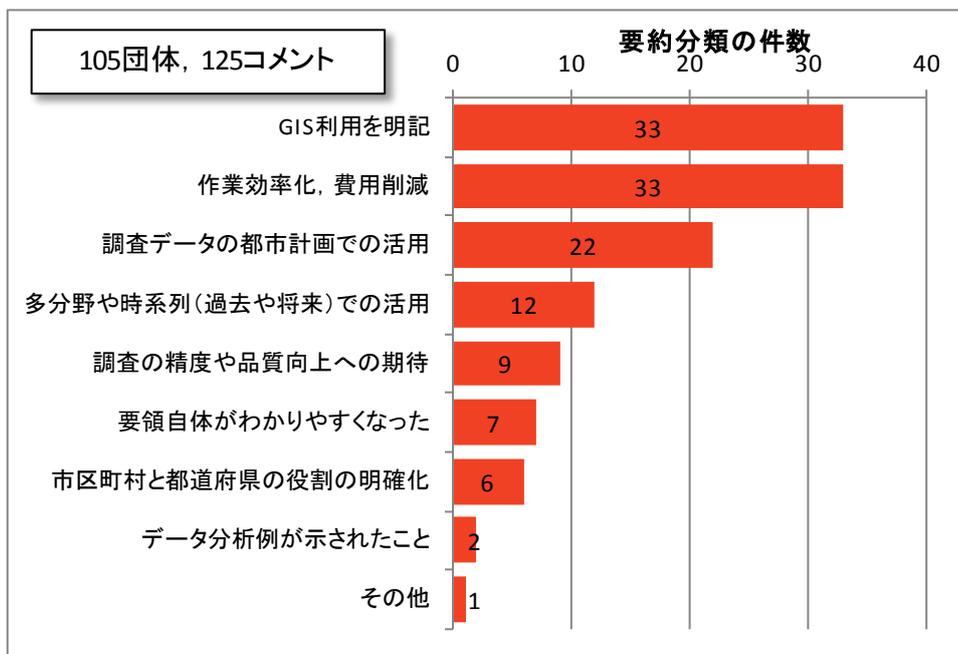


図14 基礎調査実施要領の改定に伴うメリットと感じていること (要約分類件数)

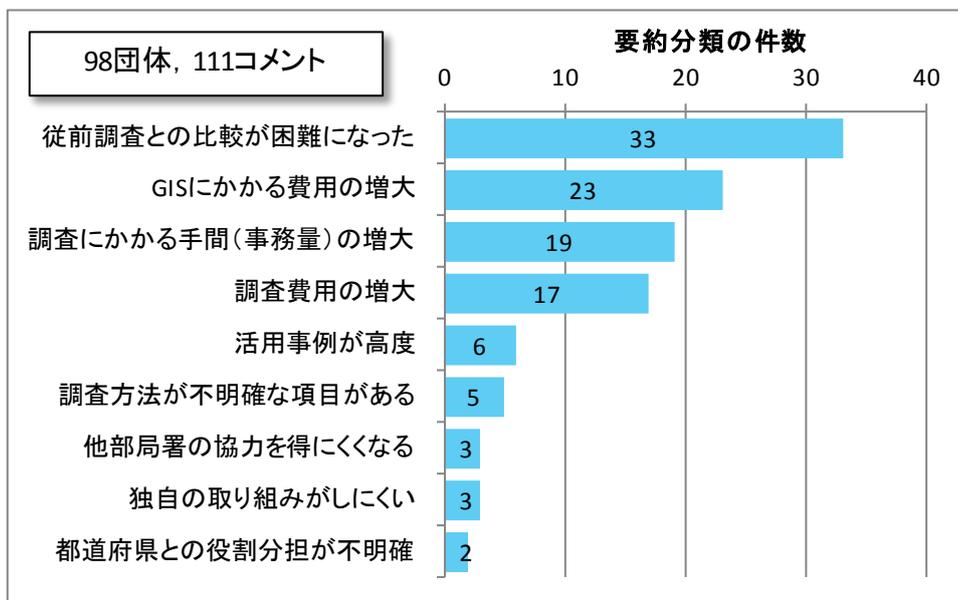


図15 基礎調査実施要領の改定に伴うデメリットと感じていること (要約分類件数)

【資料：使用したアンケート調査票】

**調査票**  
**市区町村での都市計画基礎調査の実施状況等に関する調査**  
 2014年7月 調査実施主体 独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ

**調査目的と回答方法**  
 本調査は、都市計画法第6条の都市計画に関する基礎調査（以下、都市計画基礎調査）の市区町村での実施状況等についての把握を目的としております。回答は直接この調査票もしくは回答用電子ファイルにご記入いただき、末尾の返送方法にて返送いただけますようお願い申し上げます。回答はすべて統計的に処理し、団体ごとの個別の回答を断り無く公表することはありません。回答に際して、の箇所は、太枠内の一つを選択（○を記入）してください。の箇所は、太枠内で複数選択することができます。の箇所は、回答をご記入ください（書ききれない場合は、末尾の備考欄にご記入ください）

**問1：貴団体について**

都道府県名  市区町村名  自治体コード

■回答をご記入いただいた方の部署名・係役職名・氏名・連絡先等についてご記入ください

部署名

係・役職名

氏名

電話

E-mail

**問2：近年の貴団体での都市計画基礎調査の実施状況について**

【貴団体に含まれる都市計画区域（以下、都計区域）の名称と、近年（平成15年度以降）の基礎調査の実施状況（調査実施年度ごとの調査実施主体）についておたずねします。】

貴団体に含まれる都市計画区域名称 ※面積の大きい順で記入（調査調査実施の順番にかかわらずご記入ください）	調査実施の有無（実施年度に下記の実施主体区分を記入。実施主体区分：●専ら貴団体、○都道府県、△実施主体不明）												補足事項がありましたら下記にご記入ください				
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
記入例：〇〇都計																	

■平成15年度以降の基礎調査の実施実績及び平成30年度までの実施予定なし  
 →これに○をつけた方は、問4(3ページ)にお読みください

1 / 5

1 ページ目

**問3：平成25年度以前の貴団体での都市計画基礎調査の実施方法等について**

【貴団体での平成25年度以前の都市計画基礎調査の実施方法等(①～⑥)について、それぞれあてはまる一つに○をつけてください（選択肢がない場合は、その他を選択し具体的に記入ください）】

① 調査項目と実施範囲

a 貴団体内の全都計区域・全調査項目を一斉に実施  
 b 全調査項目を都計区域ごとに実施  
 c 調査項目を分けて全都計区域で実施  
 d 調査項目も都計区域も分けて実施  
 e その他（具体的に記入ください）

② 実施における役割分担

a すべて貴団体のみで実施  
 b 同じ都計区域内の市区町村と共同で実施  
 c 都道府県と市区町村と共同で実施  
 d すべて都道府県で実施  
 e その他（具体的に記入ください）

③ 実施要領

a 62年要領等、国の要領をそのまま利用  
 b 都道府県から示された要領をそのまま利用  
 c 都道府県から示された要領を貴団体に追加・修正して利用  
 →(c)を選択された場合のみ独自に追加した調査項目名（具体的に記入ください）  
 d 貴団体が独自に策定した要領を利用  
 e その他（具体的に記入ください）

④ 費用負担

a 全額市区町村で負担  
 b 都道府県と市区町村で負担 → 負担割合は 市区町村 %、都道府県 %  
 c 全額都道府県で負担  
 d その他（具体的に記入ください）

⑤ 都道府県等との協力関係・役割分担の方法

a 市区町村と都道府県間の委託契約  
 b 協定書・協議会等による共同実施  
 c 都道府県からの資料・データ提供要請のみ  
 d 事務連絡等の通知のみ  
 e その他（具体的に記入ください）

⑥ 実作業（調査）の実施方法

a すべて職員により実施  
 b すべて専門業者に外部委託  
 c 一部の調査項目について外部委託  
 d GIS等でのデータ処理等のみ外部委託  
 e その他（具体的に記入ください）

2 / 5

2 ページ目

**問4：新しい実施要領について**

①-1 新しい実施要領（2013年6月28日国土交通省都市局長発出）について

a 知っていた  
 b 知らなかった

※知っていたと回答された場合のみ

①-2 新しい実施要領についてどのような方法で知りましたか

a 都道府県からの調査実施についての通知等  
 b 都道府県からの情報提供  
 c 国土交通省のホームページ  
 d メーリングリストや業界紙等による情報  
 e コンサルタント等の企業からの情報  
 f その他（具体的に記入ください）

①-3 新しい実施要領の内容で実際にご覧になったものについて

a はじめに(0-1ページから0-2ページ)  
 b 本編(1ページから50ページ)  
 →特に参考になると感じた内容 →

a 「収集方法」  
 b 「データ作成方法」  
 c 「集計方法」  
 d 「市区町村の協力」

c 都市計画基礎調査データ分析例(※)  
 d S62要領とH25要領の調査項目対応表※  
 e 実際に使ったことがない  
 f その他（具体的に記入ください）

※新しい実施要領の参考資料として、実施要領に関するwebページ中に掲載があります。

！以下の除題での新しい実施要領(注)と上記①-1～①-3の国土交通省が昨年9月に示した新しい実施要領に加え、国土交通省が示した新しい実施要領をもとに都道府県等で加筆・修正をした実施要領を含む要領。

② 新しい実施要領に基づく基礎調査の実施状況等について

a 実施済 → ( )年( )月頃から( )年( )月頃まで  
 b 実施中 → ( )年( )月頃から( )年( )月頃まで  
 c 実施予定 → ( )年( )月頃から( )年( )月頃まで  
 d 実施予定はあるが実施時期は未定  
 e 実施予定はない  
 f これまでの実施要領（貴団体や都道府県で独自に策定したものを含む）による調査を継続  
 g 未定  
 h その他（具体的に記入ください）

3 / 5

3 ページ目

③ 実施要領の改定による影響の有無について

【3-1】

新しい基礎調査実施要領を利用した調査を実施した場合、下記a～nの状況に対して、どのような影響があると思われるか、そう思う、ややそう思う、あまりそう思わない、そう思わないの中から最も近いと思われるもの一つに○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
a. 都市計画の現状の把握が容易になる				
b. 都市計画の将来の見通しの検討が容易になる				
c. 都市計画の変更が必要であるかの判断に必要な情報が得やすくなる				
d. 都市計画マスタープランの作成に必要な情報が得やすくなる				
e. 調査実施に必要な予算確保(財務当局への説明等)がしやすくなる				
f. 調査に必要な元資料(他部署(局)にある資料データの提供)を受けやすくなる				
g. 調査実施に際しての都道府県や他市区町村との協力や連携がしやすくなる				
h. 調査の実作業を外部委託しやすくなる				
i. 調査結果をGIS(地理情報システム)などで扱いやすくなる				
j. 調査結果の保管や管理が楽になる				
k. 調査の品質や精度が向上する				
l. 調査結果の表示に關しての色を参照できるようになった				
m. 過去の調査結果との比較など、時系列的な分析などがしやすくなる				
n. 総合的に見て、従前の要領よりも業務において利用しやすくなる(役立つ、参考になる)ようになった				

【3-2】

上記a～nの状況以外で、新しい実施要領により生まれるメリットとしてお考えのことや、逆に新たな課題(デメリット)だとお考えのことがあれば、下記にご記入ください。

メリット	
デメリット	

次のページにお進みください

問5. 基礎調査全般について

普段の基礎調査業務において工夫されている点や、課題とお考えになっている点、疑問に思っている点などありましたら、それぞれの記入欄に自由記述にてお答えください。

① 普段の基礎調査業務において工夫されている点

② 普段の基礎調査業務において課題となっている点

③ 疑問に思っている点や、その他、基礎調査に対するお考えがあればご記入ください

質問は以上です。下記の(1)もしくは(2)のいずれかの返送方法により、2014年7月15日までに送付いただきますようお願い申し上げます。

回答の返送方法 (いずれか一つの方法で結構です)

- 別添の方法でダウンロードしていただいた回答用電子ファイルに記入した場合、電子メールに回答いただいた回答用電子ファイル(excel形式)を添付していただき、調査専用メールアドレス urban-gis@kenken.go.jp まで送信してください。メールの件名には自治体名・自治体コードを記入した方が助かります。
- この調査票に直接記入した場合、専用アクセスID番号まで送信してください。

備考欄: 以上の回答についての補足事項や、ご意見などありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございます。

市区町村での都市計画基礎調査の実施状況等に関する調査  
(2014年7月実施) 単純集計結果

発行日:2014年11月

問い合わせ先: 独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ  
主任研究員 阪田 知彦  
〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地  
Email: urban-gis@kenken.go.jp

この報告書の印刷には再生紙を使用しています。